

企業誘致に向けた経済波及効果等調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

企業誘致による市内経済への波及効果・雇用促進効果・税収効果等を定量的に分析し、具体的な企業誘致施策の検討や検証をおこなう際の基礎資料として活用する為、本業務を委託により実施する。

本業務の履行には、ターゲット産業の特定や企業誘致に伴う経済波及効果等の分析・評価に必要な調査力、企画力及び専門的な知識や高度な技術を有する事業者による詳細な調査や分析、検討等が必要となる。よって、委託事業者の選定については、事業者から企画提案等を求め、総合的な見地から最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものとし、その方法等を以下の通り定める。

2 業務の概要

(1) 業務名称

企業誘致に向けた経済波及効果等調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「企業誘致に向けた経済波及効果等調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、上記仕様書は、本プロポーザルの企画提案の内容を踏まえ、契約事業者及び市の双方の合意の下、一部変更することができるものとする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

(4) 契約限度額

3,081,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 担当課

川越市 産業観光部 産業振興課

（担当：町田、土井）

所在地 〒350-8601 川越市元町1-3-1

電話 049-224-5934（直通）

メールアドレス sangyoshinko★city.kawagoe.lg.jp

（送信の際は、★を@に置き換えてください。）

ホームページURL <https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>

4 参加資格

本プロポーザルに参加者しようとする者は、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）を遵守した上で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 川越市競争入札参加者の資格等に関する規程（平成6年告示第351号）に基づく令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、名簿に登載されていない者であっても、必要書類を公募型プロポーザル参加申込書（様式1）に添付することで参加できる。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本業務委託の公募の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止の措置要綱の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

5 公募型プロポーザル実施スケジュール（予定）

内 容	期日等
公募の開始	令和7年4月18日（金）
参加申込書（参加資格審査）の提出	令和7年4月18日（金）から令和7年4月25日（金）午後5時（必着）まで
質問の提出	令和7年4月21日（月）から令和7年4月22日（火）午後5時（必着）まで
質問の回答	令和7年4月24日（木）
参加資格の確認通知	令和7年5月1日（木）
企画提案書等の提出	令和7年5月7日（水）から令和7年5月9日（金）午後5時（必着）まで
書類審査（一次審査）の結果通知※企画提案書等の提出者が4者以上の場合	令和7年5月16日（金）
ヒアリング審査（二次審査）	令和7年5月22日（木）
選考結果通知・結果公表	令和7年5月28日（水）
契約締結	令和7年6月上旬

6 公募型プロポーザル実施手順

(1) 公募の開始

公募型プロポーザル実施要領等の配布開始日、配布場所等

○ 配布開始日

令和7年4月18日（金）

○ 配布場所

川越市ホームページに掲載（下記ページからダウンロード可能）

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/sangyo/nyusatsu/1011749/1011776/1017300/index.html>

※産業振興課窓口にて配布開始日より直接配布も行う。

（土日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※郵送による配布は行わない。

○ 配布資料

- ・ プロポーザル実施要領（本書）
- ・ 仕様書
- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書（様式2）
- ・ 業務経歴書（様式3）
- ・ 質問票（様式4）
- ・ 企画提案書（様式5）
- ・ 実施体制調書（様式6）
- ・ 業務工程表（様式7）
- ・ 見積書（様式8）
- ・ 辞退届（様式9）
- ・ 公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び委任状（様式A）
- ・ 使用印鑑届（様式B）
- ・ 経営規模等総括表（様式C）
- ・ 納税証明等申請書兼証明書及び委任状（様式D）

(2) 参加申込書の提出

本公募型プロポーザルに参加する意思がある事業者は、次の書類を提出するものとする。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められない。

		書類名	様式	備考
必須書	①	参加申込書	様式1	代表印を押印すること
	②	誓約書	様式2	
	③	業務経歴書	様式3	

	④	過去3年間の財務諸表（写し）		
参加資格審査が必要な場合	⑤	公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び委任状	様式A	代理人を置く場合は委任状提出
	⑥	使用印鑑届	様式B	
	⑦	経営規模等総括表	様式C	
	⑧	納税証明等申請書兼証明書及び委任状	様式D	市内本店又は市内営業所が参加する場合のみ提出
	⑨	納税証明書（写し）		
	⑩	履歴事項（全部）証明書（写し）		

上記①から⑩までの書類（令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合には、上記①から④までの書類）に必要事項を記入し、令和7年4月25日（金）午後5時までに、産業観光部産業振興課に郵送又は持参すること。郵送の場合は期限までに必着とする。

※ 業務経歴書（様式3）に記載した契約について、契約書の写しを添付すること。

※ 郵送の場合は、「産業振興課」へ送付した旨を電話にて連絡すること。

(3) 参加資格確認結果の通知

参加申込書等を提出した事業者には、令和7年5月1日（木）までに参加資格の結果確認について、電子メールで通知する。

(4) 質問の提出

参加を希望する事業者が本公募型プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式4）」を提出すること。

○ 受付期間

令和7年4月21日（月）から令和7年4月22日（火）午後5時（必着）まで

○ 提出方法

「質問票」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「産業振興課」へ送信してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。電子メール送信後、「産業振興課」に送信確認の電話をすること。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しない。

(5) 質問の回答

質問に対する回答は、令和7年4月24日（木）午後5時までに、ホームページで公開する。

(6) 企画提案書等の提出

参加事業者は、選考に必要な次の書類（以下「提出書類」という。）を持参又は郵送により提出すること。なお、提案は1者につき1つの提案の提出に限る。

○ 提出書類

提出書類は、次の表のとおり。提出書類は、特に指定がある場合を除き、日本産業規格によるA4判の規格による普通紙を縦書きに使用し、文章は横書きとすること。文字サイズは、10ポイント以上とする。文字色等の指定はない。提出書類のうち、「④見積書」の3部以外は、会社名、ロゴマーク等作成した事業者名を特定できる内容の記述は一切しないこと。

	提出書類	部数	注意事項
①	企画提案書	10	指定様式による（様式5） ※ページ数はA4版12ページまでとすること。
②	実施体制調書	10	指定様式による（様式6）
③	業務工程表	10	指定様式による（様式7）
④	見積書	10	指定様式による（様式8） ※作成部数10部のうち3部については、事業者等の所在地、名称、代表者印を押印すること。

○ 提出期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月9日（金）までの
午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、5月9日（金）午後5時必着

7 選考方法

選考は、書類審査及びヒアリング審査により行う。なお、企画提案書等の提出者が4者以上の場合には、業務履行体制、企画提案書等の書類審査（一次審査）を行い、上位3者をヒアリング審査の対象とする。書類審査を行った場合は、令和7年5月16日（金）までに審査結果を電子メール及び書面にて通知する。

(1) ヒアリング審査（二次審査）

ヒアリング審査は、提案についてプレゼンテーションを行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、プレゼンテーションは20分以内とする。その後、質疑応答（10分程度）を行う予定。なお、プレゼンテーションの内容は、別紙「評価基準表」の評価項目5から8とし、事前に提出している企画提案書の内容を逸脱しないこと。

ヒアリング審査の実施は、令和7年5月22日（木）を予定。時間、会場等の詳細は、ヒアリング審査の対象となる事業者に令和7年5月16日（金）までに電子メールにより通知する。

(2) 評価

評価は、本公募型プロポーザルのために組織した審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、別紙「評価基準表」により行う。ヒアリング審査による評価の合計点が最上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定する。最高得点の者が複数となった場合、審査委員会が決定する。

なお、選考に当たり、審査委員会において最低基準を設ける。また、参加事業者が1者の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行う。

契約予定事業者が何らかの理由により、契約締結に至らなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とする。

(3) 選考結果

選考結果は、令和7年5月28日（水）までにヒアリング審査に参加した事業者に電子メールにより通知する。

(4) その他

ヒアリング審査では、以下の物品については担当課で用意する。その他の機器が必要な場合は参加事業者の責において用意すること。

- ・プロジェクター（HDMI入力）＋HDMIケーブル
- ・スクリーン
- ・レーザーポインター

また、ヒアリング審査の場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現（参加事業者名、参加事業者のロゴ、標語等の表示等）はしないこと。

なお、審査委員会での選考は、非公開とする。また、選考結果に対する異議申立ては、受理しない。

8 結果の公表

選考結果は、川越市ホームページで公表する。

9 契約の締結

本業務の受注候補者に選定された者は、企画提案書に沿ってその詳細を市と協議のうえ、契約に必要な書類を整えて契約を締結するものとする。

10 失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「企画提案書等の提出」の提出期限までに提出書類が提出されなかった場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定める場合のほか、提案に当たり著しく審議に反する行為等により、審査委員会委員長が失格と認めた場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置するものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めない。
- (4) 川越市と契約を締結する事業者は、提出書類である業務工程表（様式7）に記載する内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできない。
- (5) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、川越市が本公募型プロポーザルの結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (8) 参加申込みの後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出すること。